

埼玉県動物の愛護及び管理に関する条例施行規則

平成十年九月二十五日

規則第八十二号

改 平成一二年十一月一七日規則第一四一 平成一七年 三月二九日規則第六六号
正 号

平成一八年 三月二八日規則第三〇号 平成二〇年 八月二九日規則第七八号

平成二六年 三月二八日規則第四二号 平成二八年 四月 一日規則第五五号

埼玉県動物の保護及び管理に関する条例施行規則をここに公布する。

埼玉県動物の愛護及び管理に関する条例施行規則

題名改正〔平成一二年規則一四一号〕

（犬の係留の除外）

第一条 埼玉県動物の愛護及び管理に関する条例（平成十年埼玉県条例第十九号。以下「条例」という。）第七条第一号ニに規定する規則で定める場合は、次に掲げるとおりとする。

- 一 展覧会、競技会、曲芸その他これらに類する催物に出品し、出場させ、又は使用する場合
- 二 生後九十日以内の場合

一部改正〔平成一二年規則一四一号・一八年三〇号〕

（犬の飼い主の表示）

第二条 条例第七条第三号に規定する規則で定める表示は、様式第一号のとおりとする。

一部改正〔平成一二年規則一四一号・一八年三〇号〕

（多数の動物の飼養に係る届出）

第三条 条例第七条の二第一項に規定する規則で定める動物は、犬又は猫（生後九十日以内のものを除く。）とする。

2 条例第七条の二第一項に規定する規則で定める数は、十とする。

3 条例第七条の二第一項ただし書に規定する規則で定める者は、次に掲げる者とする。

- 一 化製場等に関する法律（昭和二十三年法律第四百十号）第九条第一項の許可を受けた者
- 二 獣医療法（平成四年法律第四十六号）第三条の規定による診療施設の開設の届出をした者

4 条例第七条の二第一項第五号に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 飼養する対象動物の性別
- 二 飼養する対象動物の不妊又は去勢の措置の実施状況

5 次の各号に掲げる届出は、それぞれ当該各号に定める様式によるものとする。

- 一 条例第七条の二第一項の規定による届出 様式第二号
- 二 条例第七条の二第二項の規定による届出 様式第三号
- 三 条例第七条の二第三項の規定による届出 様式第四号

追加〔平成二六年規則四二号〕

（特定動物を主に取り扱う者の講習）

第四条 動物の愛護及び管理に関する法律（昭和四十八年法律第百五号）第二十六条第一項の許可を受けた者は、選任した特定動物を主に取り扱う者に、別に定めるところにより、当該許可を受けた日（特定動物を主に取り扱う者を変更した場合にあっては、当該変更をした日）から一年以内に条例第八条の講習を受けさせなければならない。ただし、同法第二十二条第三項の研修を受けさせる場合にあっては、当該研修を受けさせることをもってこれに代えることができる。

追加〔平成一八年規則三〇号〕、一部改正〔平成二六年規則四二号〕

（身分を示す証明書）

第五条 条例第九条第四項及び条例第十七条第二項に規定する身分を示す証明書の様式は、様式第五号のとおりとする。

一部改正〔平成一二年規則一四一号・一八年三〇号・二六年四二号〕

（公示の方法）

第六条 条例第十条第一項（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定による公示は、当該

動物を収容した保健所又は動物指導センターの掲示場に、掲示することにより行うものとする。

一部改正〔平成一二年規則一四一号・一八年三〇号・二六年四二号〕

(野犬等の掃とうの方法)

第七条 条例第十二条第一項に規定する野犬等の掃とう（以下「野犬等の掃とう」という。）は、必要な時間を限って、道路、空地、広場、堤防その他適当な地表に薬物入りの餌を置くことにより行うものとする。

2 前項の薬物入りの餌は、着色し、当該薬物入りの餌ごとにそれが薬物入りの餌である旨を表示しておかなければならない。

3 保健所長は、当該職員に第一項の薬物入りの餌の置かれた場所を巡視させ、かつ、野犬等の掃とうの時間が経過する前に当該薬物入りの餌を回収させなければならない。

一部改正〔平成一二年規則一四一号・一八年三〇号・二六年四二号〕

(野犬等の掃とうをする旨の周知の方法)

第八条 条例第十二条第一項の規定による周知は、野犬等の掃とうを実施する区域、期間及び時間、薬物の種類並びに薬物入りの餌の状態について、少なくとも次に掲げる措置をとることにより行うものとする。

一 野犬等の掃とうを実施する区域内及びその近傍に居住する犬の飼い主に対し文書で通知すること。

二 野犬等の掃とうを実施する区域内及びその近傍で公衆の見やすい場所に掲示すること。

三 放送その他の方法によって広報すること。

2 前項第一号の規定による通知は野犬等の掃とうの開始の日の三日前までに、同項第二号の規定による掲示は開始の日の三日前から終了の日まで、同項第三号の規定による広報は開始の日の三日前から開始までの間の適当な日に行わなければならない。

一部改正〔平成一二年規則一四一号・一八年三〇号・二六年四二号〕

(事故発生の届出)

第九条 条例第十五条第一項の規定による届出は、特定動物の飼い主にあつては様式第六号の届出書により、犬の飼い主にあつては様式第七号の届出書により行わなければならない。

一部改正〔平成一二年規則一四一号・一八年三〇号・二六年四二号〕

(費用の額)

第十条 条例第十八条第一項各号（第三号を除く。）の規則で定める額は、別表のとおりとする。

2 条例第十八条第一項ただし書の規定により、国又は地方公共団体が同項各号（第六号を除く。）に規定する登録等に係る申請を行う場合は、当該申請に係る手数料を免除する。

3 条例第十八条第二項に規定する返還を受けようとする者は、次の各号に掲げる費用の区分に応じ、当該各号に定める額を負担しなければならない。

一 保管に要した費用 動物一頭、一匹又は一羽につき一日五百円

二 返還に要する費用 動物一頭、一匹又は一羽につき三千五百円

一部改正〔平成一二年規則一四一号・一八年三〇号・二六年四二号〕

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成十年十月一日から施行する。

(埼玉県犬取締条例施行規則等の廃止)

2 次に掲げる規則は、廃止する。

一 埼玉県犬取締条例施行規則（昭和四十二年埼玉県規則第三十四号）

二 危険な動物の飼養及び保管に関する条例施行規則（昭和五十四年埼玉県規則第九号）

(経過措置)

3 この規則の施行前に廃止前の埼玉県犬取締条例施行規則及び危険な動物の飼養及び保管に関する条例施行規則によりした処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によってした処分、手続その他の行為とみなす。

4 この規則の施行の際現にヤマカガシ、ブームスラング、バードスネーク、メキシコドクトカゲ又はアメリカドクトカゲの飼養をしている者は、この規則の施行の日から九十日間は危険な動物の飼養許可を受けなくても、当該ヤマカガシ、ブームスラング、バードスネーク、メキシコドクトカゲ

又はアメリカドクトカゲの飼養をすることができる。その者がその期間内に当該飼養について許可の申請をした場合において、その期間を経過したときは、その申請に基づく許可をする旨又は許可をしない旨の通知を受ける日までの期間についても同様とする。

5 埼玉県動物の愛護及び管理に関する条例附則第六項の規則で定める額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- 一 申請する特定動物の種類の数が一である場合 一万六千円
- 二 申請する特定動物の種類の数が二以上である場合 一万六千円に一を超える特定動物の種類の数に八千円を乗じて得た額を加算した額（その額が四万八千円を超えるときは、四万八千円）
追加〔平成一八年規則三〇号〕

附 則（平成十二年十一月十七日規則第四百十一号）

- 1 この規則は、平成十二年十二月一日から施行する。
- 2 改正前の埼玉県動物の保護及び管理に関する条例施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（平成十七年三月二十九日規則第六十六号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成十八年三月二十八日規則第三十号）

- 1 この規則は、平成十八年六月一日から施行する。ただし、附則の改正規定は、同年四月一日から施行する。
- 2 改正前の埼玉県動物の愛護及び管理に関する条例施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（平成二十年八月二十九日規則第七十八号）

この規則は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 （略）
- 二 （前略）第七十七条（中略）の規定 平成二十一年四月一日

附 則（平成二十六年三月二十八日規則第四十二号）

- 1 この規則は、平成二十六年十月一日から施行する。ただし、別表の改正規定（「（第九条関係）」を「（第十条関係）」に改める部分を除く。）及び様式第一号の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 改正前の埼玉県動物の愛護及び管理に関する条例施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（平成二十八年四月一日規則第五十五号）

この規則は、公布の日から施行する。

別表（第十条関係）

区分	金額
一 条例第十八条第一項第一号に規定する第一種動物取扱業登録申請	イ 申請に係る第一種動物取扱業の種別の数が一である場合 一万六千円 ロ 申請に係る第一種動物取扱業の種別の数が二以上である場合 一万六千円に一を超える第一種動物取扱業の種別の数に八千円を乗じて得た額を加算した額
二 条例第十八条第一項第二号に規定する第一種動物取扱業登録更新申請	イ 申請に係る第一種動物取扱業の種別の数が一である場合 一万円 ロ 申請に係る第一種動物取扱業の種別の数が二以上である場合

	一万円に一を超える第一種動物取扱業の種別の数に五千円を乗じて得た額を加算した額
三 条例第十八条第一項第四号に規定する特定動物の飼養又は保管の許可申請	イ 申請に係る特定動物の種類の数が一である場合 一万六千円 ロ 申請に係る特定動物の種類の数が二以上である場合 一万六千円に一を超える特定動物の種類の数に八千円を乗じて得た額を加算した額（その額が四万八千円を超えるときは、四万八千円）
四 条例第十八条第一項第四号に規定する許可の有効期間が満了する日の翌日から引き続き特定動物を飼養又は保管しようとする場合の許可申請	イ 申請に係る特定動物の種類の数が一である場合 一万円 ロ 申請に係る特定動物の種類の数が二以上である場合 一万円に一を超える特定動物の種類の数に五千円を乗じて得た額を加算した額（その額が三万円を超えるときは、三万円）
五 条例第十八条第一項第五号に規定する特定動物の飼養又は保管の変更許可申請	イ 申請に係る特定動物の種類の数が一である場合 一万円 ロ 申請に係る特定動物の種類の数が二以上である場合 一万円に一を超える特定動物の種類の数に五千円を乗じて得た額を加算した額（その額が三万円を超えるときは、三万円）
六 条例第十八条第一項第六号の犬又は猫の引取り	イ 生後九十一日以上の子犬又は子猫の場合 一頭又は一匹につき 四千元 ロ イ以外の場合 十頭又は十匹までごとに四千元

全部改正〔平成一八年規則三〇号〕、一部改正〔平成二六年規則四二号・二八年五五号〕

様式第1号

（第2条関係）

一部改正〔平成12年規則141号・18年30号・26年42号〕

様式第2号

（第3条関係）

追加〔平成26年規則42号〕

様式第3号

（第3条関係）

追加〔平成26年規則42号〕

様式第4号

（第3条関係）

追加〔平成26年規則42号〕

様式第 5 号

(第 5 条関係)

一部改正〔平成12年規則141号・18年30号・26年42号〕

様式第 6 号

(第 9 条関係)

一部改正〔平成12年規則141号・18年30号・20年78号・26年42号〕

様式第 7 号

(第 9 条関係)

一部改正〔平成12年規則141号・18年30号・20年78号・26年42号〕